

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム キックオフ会議の開催について

令和6年8月2日

京丹後市役所

本市では、運転手不足等により路線バスの廃止が計画されている中で、その代替となる交通手段の確保とともに、持続可能な公共交通網を再構築することを目的に、分野間の共創（連携・協働）により、デマンド乗合交通（mobi）、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の実証運行を行い、令和7年度以降の本格運行に向けた効果的な運行のあり方を検証することとしています。

本実証プロジェクトの実施主体として、市、交通事業者、観光・福祉関係団体、自治会で構成する「新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム」を設立し、下記のとおりキックオフ（第1回）会議を開催する運びとなりましたのでお知らせします。

記

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム キックオフ会議

- 日時 令和6年8月8日（木曜日） 13時30分から
- 場所 京丹後市役所峰山庁舎 2階 201-203会議室
- 内容 (1) 新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム規約（案）について
(2) 役員を選任について
(3) 令和6年度事業計画（案）について
(4) 令和6年度予算（案）について
(5) その他

■お問い合わせ先

政策企画課 電話 0772-69-0120

新京丹後MaaS共創プラットフォーム 構成員名簿

No	所属機関・団体名等	役職	氏名
1	京丹後市	市長	<small>なかやま やすし</small> 中山 泰
2	丹後海陸交通株式会社	常務取締役経営企画部長	<small>はやし ただひろ</small> 林 忠広
3	WILLER TRAINS 株式会社	営業本部長	<small>あらかわ なおと</small> 荒川 直人
4	京丹後市観光公社	副理事長	<small>なかがわ まさき</small> 中川 正樹
5	社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会	会長	<small>ふじい みえこ</small> 藤井 美枝子
6	大宮町区長協議会	会長	<small>かわぐち かつひこ</small> 川口 勝彦
7	浜詰区	区長	<small>よしおか きよかず</small> 吉岡 喜代和
8	木津連合区	連合区長	<small>ふくお まさのぶ</small> 福尾 昌信
9	夕日ヶ浦観光協会	理事長	<small>あさだ たかし</small> 浅田 高史

<事務局> 京丹後市

市長公室	市長公室長	引野 雅文
市長公室	政策調整監	川口 誠彦
市長公室政策企画課	課長	松田 吉正
市長公室政策企画課	課長補佐	井上 和也
市長公室政策企画課	係長	北尻 光
市長公室政策企画課	主事	渡利 大洋
健康長寿福祉部長寿福祉課	係長	下田 真紀子
教育委員会事務局学校教育課	主任	吉村 祐輝
建設部都市計画・建築住宅課	係長	山崎 貴信
商工観光部観光振興課	課長補佐	野木 秀康
総務部デジタル戦略課	係長	日下部 暁

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、市民の日常生活、観光客等来訪者の移動手段の確保及び充実を図るため、分野間の共創によりデマンド乗合交通、自家用有償旅客運送の拡大、既存交通と新たな交通手段をつなぐ MaaS の構築その他京丹後市地域公共交通計画に位置付けられた施策等を具体化し、持続可能な公共交通網を再構築することを目的に設置する。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、京都府京丹後市峰山町杉谷889番地（京丹後市役所内）に置く。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 新たな交通手段の実証及び実装に係る運行計画の策定並びに実施に関すること。
- (2) 前号の運行計画の実施に係る評価及び計画の変更に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第5条 本会は、第8条の規定に基づく委員をもって構成し、会長及び副会長1名並びに監査委員1名を置く。

（会長及び副会長）

第6条 本会の会長には京丹後市長を、副会長は委員の互選により定められた委員をもって充てるものとする。

- 2 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（監査）

第7条 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

- 2 本会の出納監査は、監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(本会の委員)

第8条 本会の委員は、別表に掲げる団体又は機関等から選出された者とする。

2 本会は、前項の委員以外の者又は団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(会議)

第9条 本会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

3 会議は、委員及び代理者の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決方法は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 本会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第10条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により議事を決することができる。

2 書面審議による議決方法は、前条第4項の規定を準用する。

(事務局)

第11条 本会の業務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局は、京丹後市市長公室政策企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 本会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(本会が解散した場合の措置)

第13条 本会が解散した場合には、本会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年8月8日から施行する

別表（第8条関係）

団体又は機関等
京丹後市
丹後海陸交通 株式会社
WILLER TRAINS 株式会社
一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部 （京丹後市観光公社）
社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会
大宮町区長協議会
浜詰区
木津連合区
夕日ヶ浦観光協会

※ 会長が必要と認めるとき、その他協議会の運営上必要と認められる者として、適宜、委員を加えることができる。

新京丹後MaaS共創プロジェクト推進事業

※MaaSとは・・・あらゆる交通手段をICTを活用して結び付け、一つのサービスとして捉える概念。「新京丹後MaaS」では、各交通手段をつなぐとともに、交通と連動したまちづくり（観光・商業・市民活動等）が各所で展開され、相乗的に発展していくことを目指す。

新規



市長公室
政策企画課
(電話) 69-0120

R6年度第2号補正要求額: 32,476千円 (前年度予算額: 0千円)

財源: 国庫15,807千円、府補助4,185千円



路線バス廃止への対応とともに、持続可能な公共交通網を再構築するため、公共ライドシェアを含む新たな交通手段の実証運行を実施

1. 背景

- ・バス事業者の運転手不足等の影響により、令和7年4月から丹海バスの峰山四辻線、峰山延利線及び弥栄網野砂丘線の路線廃止が計画されている。
- ・運転手不足は他の交通事業者も同様であり、今後も厳しい状況が続くことが想定される中、市民の日常生活、観光客等来訪者の移動手段を確保するため、持続可能な形で交通網を再構築していくことが求められている。

2. 目的

- ・路線バスの廃止という差し迫った課題への対応とともに、持続可能な公共交通網を再構築することを目的に、分野間の共創によりデマンド乗合交通（mobi）、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の実証運行を行い、令和7年度以降の本格運行に向けた効果的な運行の在り方について検証する。併せて、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）については、本実証運行をステップとし、令和7年度以降の市内全域での展開が可能となるよう関係事業者等との調整・協働を図る。

3. 事業内容

■実証運行の概要

実施主体	新京丹後MaaS共創プラットフォーム [構成団体] 京丹後市、丹後海陸交通(株)、WILLER TRAINS(株)、(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部、(福)京丹後市社会福祉協議会、大宮町区長協議会、浜詰区、木津連合区、夕日ヶ浦観光協会
運行形態	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法第21条によるデマンド乗合交通（mobi） 運行委託先（予定）：峰山自動車(株)、網野タクシー(株) ・道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送（公共ライドシェア） ドライバー：国交大臣認定講習受講済みの第1種運転免許保有者 運送車両：ドライバー所有の自家用車（白ナンバー） 運行管理・整備管理委託先（予定）：丹後海陸交通(株)
運行路線	丹海バスの峰山四辻線、峰山延利線、弥栄網野砂丘線を事前予約により路線運行
実証運行期間	令和6年11月1日～令和7年1月末の内1か月間（予定）

■事業費内訳

共創プラットフォームへの補助金 32,476千円

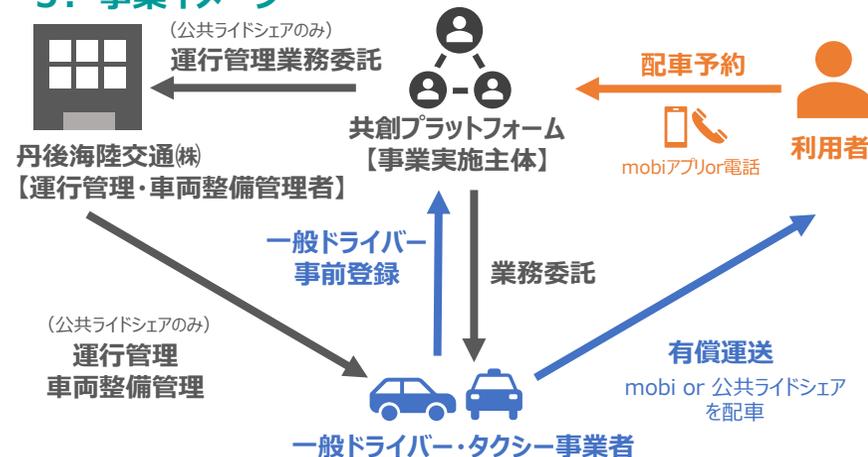
(内、国庫補助15,807千円、府補助4,185千円、市単費12,484千円)

- 内訳
- ・基礎データ収集・分析、運行計画策定、広報経費等 16,365千円
 - ・実証運行経費（タクシー事業者、一般ドライバーへの運行委託料等）4,574千円
 - ・mobiアプリ初期経費・使用料等 9,185千円
 - ・公共ライドシェアに係る保険加入経費、各種備品購入費 2,352千円

4. 想定される効果

- ・公共交通空白地の解消
- ・市民、観光客等来訪者の移動手段の確保による地域活性化
- ・多極ネットワーク型のまちづくり推進による市域全体の発展・活性化

5. 事業イメージ



<実証事業の進め方>

- ①丹海バスの乗降調査、住民へのヒアリングにより現状把握（8月～）
- ②上記分析をもとに来年4月以降の運行計画策定（10月まで）
- ③地域公共交通活性化協議会で合意後、国交省に運行許可・登録申請
- ④有償で実証運行開始予定（11月1日～1月末の内1か月間）
- ⑤実証後アンケートの実施・分析（2月末まで）
- ⑥上記分析をもとに本格運行の内容確定（2月末まで）